



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
馬券払戻金の所得区分と外れ馬券の必要経費性

～国税庁が再び、通達を改正～

国税庁は、馬券払戻金の所得区分について、平成27年3月10日刑事事件の最高裁判決を受けて、同年5月、課税の取扱いを変更し、一時所得から「営利を目的とする継続的行為から生じた」競馬の馬券の払戻金等を除くという所得税基本通達34-1の改正をしていましたが、今回紹介の最高裁判決を受けて、平成30年7月、「ほぼ全てのレースで馬券の購入をする」「回収率が・・・100%を超えるよう」などの具体的な文言を加える通達の改正を行いました。

(平成29年12月15日最高裁・棄却・確定・TAINSコード：Z888-2150)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

長期間にわたり馬券を購入し、当たり馬券の払戻金を得ていた被上告人が、所得税の確定申告の際、当たり馬券の払戻金に係る所得は雑所得に該当し、外れ馬券の購入代金が必要経費に当たるとして、総所得金額等を計算したところ、所轄税務署長から、本件所得は一時所得に該当し、外れ馬券の購入代金を一時所得に係る総収入金額から控除することはできないとして、更正処分等を受けたことから、確定申告額を超える部分等の取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

- 1 所得税法上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ(34条1項、35条1項)、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である(最高裁平成27年3月10日判決参照)。
- 2 被上告人は、予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って馬券を購入することとし、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標として、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら、6年間にわたり、1節当たり数百万円から数千万円、1年当たり合計3億円から21億円程度となる多数の馬券を購入し続けたというのである。このような被上告人の馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らせば、被上告人の上記の一連の行為は、継続的行為といえるものである。
- 3 被上告人は、いずれの年についても利益を得ていた上、その金額も、少ない年で約1800万円、多い年では約2億円に及んでいたというのであるから、馬券購入の態様に加え、利益発生規模、期間その他の状況等に鑑みると、回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたといえるのであって、そのような被上告人の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったといえることができる。以上によれば、本件所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として、所得税法35条1項にいう雑所得に当たると解するのが相当である。
- 4 被上告人は、偶然性の影響を減殺するために長期間にわたって多数の馬券を頻繁に購入することにより、年間を通じての収支で利益が得られるように継続的に馬券を購入しており、外れ馬券の購入は不可避であったといわざるを得ない。したがって、本件における外れ馬券の購入代金は、雑所得である当たり馬券の払戻金を得るため直接に要した費用として、同法37条1項にいう必要経費に当たると解するのが相当である。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判3頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。